

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成26年11月20日（木）13:40～14:05

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

<提案者>

平良 秀春 沖縄県企画部企画調整課主幹

茂太 強 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課副参事

照屋 健一 沖縄県企画部企画調整課主任技師

<関係省庁>

泉 陽子 厚生労働省労働衛生課長

毛利 正 厚生労働省主任中央労働衛生専門官

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

（議事次第）

1 開会

2 議事 外国人を含めたレジャーダイバーガイドの拡充（沖縄県）

3 閉会

○藤原次長 済みません、時間が押しまして申しわけございませんでした。それでは、午後のワーキンググループを開催させていただきます。

最初は、区域会議からは沖縄県、関係省庁として厚生労働省でございます。外国人を含めたレジャーダイバーガイドの拡充ということで、これはつい最近、10月26日でございますが、沖縄県の区域会議を開きました際の区域計画の案の中でこの項目が挙げられております。

全国的なスキューバダイビングの指導団体、幾つかあるようでございますけれども、そういったところが認定するダイビングガイドにつきまして、本当は潜水士という厚労省さん所管の資格を持っているとより付加価値が高まるのですが、外国人にとって、試験も日本語しかなかったりするので、例えばですが、一定の研修課程の修了をもって資格を取

得できないかということです。

御承知のとおり、区域会議、区域計画の中で御議論させていただいているような話はきちんと審議をする、検討するということが閣議決定されていますので、今回こういった形で御要望を議論させていただくということです。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございました。

それでは、早速まず沖縄県から。

○藤原次長 一言簡単に補足をいただけますか。

○八田座長 今の次長の御説明を補足していただけますか。

○茂太副参事 わかりました。ありがとうございます。それでは、沖縄県のほうから概要を補足する形で説明させていただきます。

実は、沖縄県においては、平成24年度に沖縄型リゾートダイビング戦略モデル構築事業となるものやっています、その中でダイビング目的の観光客が約8%、人数にしては50万人程度と推定しているデータもございます。その中でレジャーダイバーガイドの拡充は沖縄県にとってはとても必要な項目だと、重要な項目だと考えております。ダイビング目的の入域観光客については、滞在日数も長くて消費額も高いという結果も出ておりました、沖縄県経済にとっては有効なメニューだと考えております。特に経済成長が著しいアジアのダイバーが結構高い水準で伸びておまして、そういったところも期待しているところです。

増加しているこの外国人ダイバーはいるものの、それを例えば語学という意味で日本語でしか対応できないとなると、なかなか観光客も減ってしまうという現実も出てくるものですから、この外国人も活用できるような仕組みが何とかできないものかと。当然日本語でしか試験の制度がないものですから、試験を受けるにも困難性があるよねということで研修制度を新たに創設していただいて、その研修を持って潜水士とみなすとさせていただきますというのが我々の考え方です。

それもただ単に研修制度によってそれを受けたという形ではなくて、もちろん世界標準のPADIとかNAUIとかそういう認定のインストラクターとかダイブマスターとか、そういう資格を持っている方々をちゃんと、彼らは当然国際標準の知識や技能は持っているわけですから、そういったものはいわゆる試験制度ではなくて研修制度によって資格取得とみなすという形でやっていただけたらと我々は考えているところです。

以上です。

○八田座長 どうもありがとうございました。

これは認定するダイビングガイド資格を持った人を対象に研修制度をやるということですね。このダイビングガイド資格試験というのは、各国語で行われているものなのですか。

○茂太副参事 日本語のみでしか行われていません。

○八田座長 スキューバーダイビング指導団体が認定するダイビングガイド有資格。

○茂太副参事 各国で。

○八田座長 各国で先ほどの英語でもやっているのですか。

○茂太副参事 民間団体があると思いますから。細かく調べたわけではありません。

○八田座長 しかし、ポイントは英語でできるということなのでしょう。

○茂太副参事 そうです。

○八田座長 だから英語で資格を取る。この資格自身を取ることも沖縄でできるのですか。英語で取れるようになさりたいのですか。民間団体の仕事ですから、もしできるのならできるのでしょうかけれどもね。

○茂太副参事 そうですね。民間団体で沖縄県でできるというのであれば恐らく可能だと思います。

○八田座長 要するに国際的に認定された民間団体が沖縄にいて、そして、例えば香港から来た人が、まずこの民間資格を英語で取って、その資格を取ったということを認めてもらったら、今度は次にその人が研修を英語で受ける。それに合格すれば、政府としてはオーケーするというのを御提案になっているわけですね。

○茂太副参事 そうです。

○八田座長 わかりました。では、厚労省のほうからお願いいたします。

○泉労働衛生課長 厚生労働省の労働衛生課の泉陽子と申します。どうぞよろしく申し上げます。隣は主任中央労働衛生専門官の毛利でございます。よろしく申し上げます。

お手元の資料の中で色刷りの横の資料がございますが、それに基づきまして、今、話題になりました潜水業務、潜水士免許について御説明したいと思っております。恐縮ですが、1枚めくっていただいて2枚目から始めさせていただきたいと思っております。

まず、厚生労働省では働くことによって生命を脅かされたり健康を損ねることがあつてはならないという考え方のもとに労働安全衛生行政を推進しております。この労働安全衛生法という法律がございまして、これは労働基準法から枝分かれした法律でございまして、労働災害を予防し、労働者の健康と安全を守るために守るべき最低基準、これを業務の危険性に応じて定めているものでございます。なお、労働安全衛生施策につきましても、これはILO条約に基づきまして、労働者、使用者、公益という三者の構成の審議会によって審議をしております。施策の変更等に当たりますと、労働者代表と使用者代表の両方の合意が必ず必要となるという仕組みでございまして。

この潜水業務でございますが、労働安全衛生法で定義しております潜水業務は「1 規制の理由」の枠の中の小さな字で書いておりますように、潜水器を用い、かつ、空気圧縮機、手押しポンプによる送気やボンベからの給気を受けて行うものという定義にしておりますが、これにつきましては今お話がございましたように、免許を受けた者でなければ業務が行えないという仕組みになっておりまして、法の就業制限の対象となっております。なお、潜水を行う業種といたしましてはダイビング業のほかには建設工事であるとか研究者であるとか漁業であるとかさまざまございますが、潜水に関する危険性や必要な知識は同

じでございまして、これらはまとめて潜水業務として扱っております。

このような規制を置いておりますのは、潜水業務の危険性が高いことによっております。潜水による危険といたしましては、大きく分けて水の中の活動であるということによって窒息する危険があるということと、もう一つは、高圧の環境であるということの障害、この2つがございまして、ダイビングに関しましても毎年相当数の事故が海保などによって報告されておりますし、また症状を訴えて治療を受ける方も相当数に上ると報告を受けておりました、危険性の高い業務だと認識しております。

1枚めくっていただきまして、具体的な高気圧の障害としてどのようなものがあるかというのを簡単に御紹介したいと思っておりますが、主として3つのものが重要だと言われておりました、1つは減圧症。これは潜水病とも言われるものでございまして、高圧の環境下では通常の圧、環境に比べてたくさんの気体が人体の中に溶け込んでいますが、それが高圧環境から通常の圧の環境に戻ったときに溶けていた気体が気泡になる。あたかもシャランパンの栓を抜いたような感じで気泡になるということでございまして、この気泡が血管に詰まって血流を阻害したり、あるいは気泡ができることによって組織を障害したりということで、全身をさまざまな症状が出てまいります。

幾つもございまして、例えば皮膚の症状、かゆみ、痛み、発疹といった症状であるとか、その気泡が関節に生じれば全身の関節痛や筋肉痛、肺に生じてまいりますと呼吸器のさまざまな症状、場合によっては呼吸困難といった症状。内耳に生じますと耳鳴りであるとか吐き気、めまいといった症状。脊髄に生じますと麻痺や感覚障害、脳に生じますと意識障害、けいれん、麻痺など、重症な場合には全身の呼吸や循環が障害されて死に至ることもあるというものでございまして。

また、急激な減圧の場合には、過膨張によりまして肺の中で空気が過膨張して肺が壊れるといったようなことも生じてまいります。これを予防するためには、潜水の深度、時間、それから浮上速度、これを全体として管理することが大変重要でございまして。

また、次に書いております酸素中毒と申しますのは、これは酸素の分圧が高いときに起こっております、酸素の毒性によって。

○八田座長 この辺は省略してございまして結構です。わかりますから。

○泉労働衛生課長 はい。酸素中毒、窒素酔いといった命に危険のある症状がございまして。

1枚目に戻っていただきまして、こうしたことを防ぐための決まりといたしまして、労働安全衛生法に基づきまして高気圧作業安全衛生規則というのを設けております。この中は2つの業務を規制しておりますので、右側の潜水業務を見ていただきたいと思っておりますが、潜水の深度、時間、浮上の速度、浮上してから次の作業に係るまでの時間、こうしたことを適切に管理する必要がある。また、設備や教育、健康診断も重要であるということで、このような規則を定めております。この中で潜水士免許所持者以外の就業制限というのを規定しているところでございまして。

潜水士免許でございまして、2枚目の紙に戻っていただきまして、その下のほうでござ

いますけれども、潜水業務については潜水士免許を有するものでなければ行ってはならないとしておりまして、これは今まで申し上げたような健康障害の予防のために潜水業務、潜水の方法、起こり得る健康障害、関係法令について十分な知識が必要だということによってこのような制度にしているところでございます。

免許を受けるには試験に合格することが必要でございまして、受験資格は特に設けておりません。試験科目はそこにございます4つの科目で実施しております。毎年5,000人程度がこの資格に合格をしているところでございます。

御提案事項についての考え方でございますが、冒頭御説明いただきましたように、沖縄県さんにおかれましては、観光振興を図るための重要な事項として御提案されたものと理解しております。また、沖縄県さんにおかれましては、条例を策定されて潜水業者の事故防止の措置を定め、潜水士免許の周知を図るなど潜水業務の安全の確保にこれまでも取り組んでいただいているところと承知しております。ですので、今回の御提案も現在の安全の水準を確保し、労働安全衛生法の規制の趣旨を損なわないという前提のもとに潜水士について現在試験合格だけが要件であるところを一定の資格や教育を要件として試験を免除することができないかという御提案だと認識しております。

この点につきまして、現在でも労働安全衛生法の中に幾つもあるわけですが、その中で試験を課している資格で無試験でも取得できる条件を定めている例がございます。ただ、潜水士については、その試験に変わり得るような同等の国家資格といったものがないことから、そういう規定は設けていないところでございます。

ただし、このような無受験の規定を設けている例でも、それは日本の国家資格の保持者であるとか、公的な職業訓練制度の修了者等で同等と認められるものと限っておりまして、民間資格であるとか、外国の資格を認めている例は現在ございません。ですので、御提案の事項につきましては、世界規模のスキューバダイビング指導団体、この性格あるいは信頼性がいかなるものであるのか。また、その団体が認定しているダイビングガイドの資格、これがどのような資質を担保して労働安全衛生法の規制の趣旨に沿うものであるのかどうか。こうしたことについて、まず私どもとして十分な情報収集をしなければならないと考えているところでございます。

なお、労働安全衛生法令は、労働者の生命と健康を守るという観点からの全国一律の最低基準、罰則付きの強行法規でございまして、一部の地域についてのみ安全の水準を緩和するといったことはなじまないという制度になっているところでございます。

以上でございます。

○八田座長　ありがとうございました。

もちろん、この特定の地方だけでなければ、全国展開ということも可能性としてはあり得ると思います。そのことも念頭に置いた上での補足説明があったら、沖縄県さんどうぞよろしくお願いいたします。

○茂太副参事　ありがとうございます。まさしく世界標準、NAUIとかPADIとか、そういっ

たところがどれぐらい今厚労省で定めている法律に合致するかどうか、試験制度の取得自体のものがどう対応しているのか、そこは十分な情報収集に取り組んでいただきたいと思います。なおかつ、我々が申し上げているのは、今、いろいろ高気圧障害だとか関係法令だとか、そこはまさしく試験ではなくても研修で代替できるのではないかとということも議論したいと思っています。そこのところをまた考えてもらえればと思っております。

○八田座長 今のところは厚労省のお考えとしては、やるなら全国ということですね。やるなら全国にしても、民間の試験、民間の資格の内容についてもっと詳しく知りたいということです。それについては、情報提供をお願いできるのですか。

○茂太副参事 はい。

○八田座長 今、厚労省さんが御説明になった潜水士免許制度というのは、昔ながらの潜水服を着てやるためには絶対必要だということはよくわかるのですが、レジャーダイバーとまたちょっと違う側面もあるのではないかと思います。日本のレジャーダイバーのガイドさんというのは、みんなこの試験を受かってなっているわけですか。

○泉労働衛生課長 潜水士免許を持っていないと業務にはつけないということになります。

○八田座長 指導者にはなれないと。

○泉労働衛生課長 業務としてはできない。

○八田座長 そうすると、ただ普通に資格を取りたいと、何級、何級というのがあるから、そういう資格を取りたいと思って学校に行くと、そこの先生たちはみんなこの資格を取っている。ところで、先ほどおっしゃった、毎年何千人かの人が資格を取るというのは、大体就職先としては昔のような潜水士というよりは、レジャーガイド的な先生として今需要があるということなのではありませんか。

○泉労働衛生課長 受けている方の内訳はよくわかりませんが、潜水業務は漁業の方もありますが、建設の方が結構いっぱいいらっしゃるのです。それから研究職の方もいらっしゃいますし、なのでさまざまな方がいらっしゃると思います。業務によって中身が違うかというところがございますが、基本的に潜る深度と、いる時間と、浮上する速度、その規定ということでございますので、これは業務にかかわらず必要な知識というのは共通だと考えております。

○八田座長 ということなのでしょうが、実際別に外国人ではなくても日本人のためにダイバーを訓練する人はいっぱいいると思うのですが、そういう先生たちが今資格を取っている人のかなり大きな割合なのですか。

○泉労働衛生課長 申しわけありませんが、現に資格を持っている方がどんな仕事をしていらっしゃるか承知しておりません。なので、これはあくまで潜水を業務とする方がこの資格を持っていないければいけないというところがございますので、インストラクターの方々がその中でどのくらい占めているかは承知しておりません。

○八田座長 これは沖縄県のほうとしては把握していらっしゃいますか。随分多くの方が資格を取ってガイドをやっていらっしゃるのですか。

○茂太副参事　そういうところは情報的には。

○八田座長　かなり肝心なところですね。今、日本人のために何人ぐらい沖縄のガイドの方がいらして、そういう方がこの潜水の資格を何人ぐらい持っていて、今度、外国人が入ってこれるとしたら、そこに対応する外国人の資格者というのは大体どういう需要があって、何人ぐらい入ってくるのか、そういうことというのは結構かなり肝心な情報のように思うのです。これはほとんど把握されていないのですか。

○平良主幹　基本的に沖縄県でレジャーダイバーガイドの方がどれぐらいいらっしゃるかということについては、関係団体もありますので規模というのはある程度押さえることができます。

○八田座長　その方たちは全員この潜水士試験合格、免許試験を合格している方なのでね。

○平良主幹　その確認をしたことはないのですが、当然業としてやってらっしゃいますので、とっているだろうというのが我々の捉え方です。ただ、今、もともとの議論が始まったときには、外国の方がダイビングでいらっしゃって、日本語の方でダイビングのガイドのインストラクターの資格を取り、国家試験を持っている方で外国語のできない方がこの方に対応したいが、ダイビングのインストラクターのガイドの仕事として安全確保上なかなか支障があるよという現場の課題というのは当然あって、それを解決するに当たって、やはり外国の方とか語学ができる方も含めてできるようにする。場合によっては、割ときれいな海ですので、海外の有名なダイバーの方が沖縄にいらっしゃって、資格を取ってこういった業をやりたいという方もいらっしゃるようではございますけれども、その細かい実数までは押さえていないのですが、そういったニーズから始まってこの議論はしているという状況です。おっしゃるとおりです。ここは当然少し中身、状況を整理してみたいと思っています。

○八田座長　私が実は伺いたかったのは、オーストラリアにも当然こういう潜水士の試験のようなものがあるだろうから、オーストラリアの国家試験の資格を持った人が日本に来て何らかの資格の相互認証をすれば済むのではないかということです。外国で資格を持っているならば、追加的には、日本にふさわしい訓練を受けるだけでいいでしょうというような余地もあるのではないかと思うのです。外国の公的な認証資格を持っていたら、そのようなことを検討をしてもいいということはあると思いますか。

○泉労働衛生課長　現時点で横並びの制度がないので明確にお答えできませんけれども、どのような資格であるのかということは当然考慮材料になってまいります。こちらから質問させていただいてもよろしいでしょうか。

○八田座長　どうぞ。

○泉労働衛生課長　そうしますと、今のお話ですと、まず潜水士の資格を与える、きょうの議論のポイントは、外国人であるインストラクターの方ということでよろしいのでしょうか。教える相手も外国人が基本ということでよろしいのでしょうか。

○八田座長 実は、スキーについては、今も北海道に、オーストラリアからの観光客が大勢来ておられます。そのインストラクターはオーストラリアの人がやるという場合が多い。ただし、そこで問題になっているのは、むしろビザの問題です。毎年更新しなければいけないから、いちいちそのたびに戻らなければいけない。だけれども、オーストラリアの先生は、ずっと北海道にいたいと、そういうようなことがありました。こちらのほうも追加的にそういう問題が将来出てくるでしょうけれども、まずステップ1を何とかしたいということですね。

そうすると、これは沖縄県にそういう情報をもう少し提供していただいて、そろえていただいて、お役所のほうに御検討いただくということですか。

どうぞ。

○藤原次長 1点だけ、これは事務局と申しますか、国と自治体でこの項目を選ばせていただいた理由は、具体的に要望もございまして、まさに世界規模のスキューバーダイビング指導団体、いわゆるProfessional Association of Diving Instructorsというところからも長年のこの要望が出ていまして、まさに外国人で、恐らく日本で教えたい方が1つの箔づけというか、日本の資格を持っていればビジネスにももちろん有利であるというところですから、場合によってはその方々のお話を聞くとか、これは沖縄県で聞いていただいてもいいですし、我々のところで聞くというのもあるかもしれませんけれども、ぜひそういった具体的なお話として厚労省さんのほうにぶつけていただくということが必要だと思いますので、あと厚労省さんのほうは、そういった潜水士のような資格が世界中にどういったところにあるのかとか、そういった横並びも含めてまた教えていただければと思います。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○八田座長 それでは、どうもありがとうございました。